

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年9月9日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋床ドレンサンプ（B）のドレン移送用ポンプ（A）の出口弁に動作不良（全閉不可）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	重油移送ポンプ（No. 3）駆動用電動機の空冷用ファンカバーに著しい腐食が認められたため、当該ファンカバーを点検・修理	D	
3	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）用潤滑油フィルタ（A）に詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	
4	2号機	原子炉冷却材浄化系のろ過脱塩器用ろ過材保持ポンプ（B）の出口弁にシートリークの可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	3号機	主発電機の軸受下部より、油のリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	4号機	タービン建屋天井クレーンの運転において、付属ホイスト（No. 1）の位置検出用リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
7	4号機	廃棄物処理建屋2階に設置されているろ過器及び脱塩器用ホイストクレーンの点検において、ワイヤーロープ巻取り部より潤滑油のリーク（微量）が認められたため、当該部を修理	D	
8	5号機	復水脱塩装置の脱塩搭（5）用スプレイ水入口空気駆動弁等（4台）の点検において、弁制御用電磁弁よりエアリークが認められたため、当該電磁弁を交換	D	
9	5号機	復水脱塩装置用現場制御盤の点検において、当該盤内冷却用ファン（18台中、1台）に動作不良が認められたため、冷却用ファン全数を交換	D	
10	5号機	主発電機の点検前リーク試験において、固定子制御盤内の計器（1台）よりエアリーク（微量）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
11	5号機	非常用ディーゼル発電機（A）過給器潤滑油ポンプ（B）駆動用電動機の点検において、軸受部の内部間隙値に管理値外れが認められたため、当該部を修理	D	
12	5号機	循環水系逆洗弁ピット廻り電源開閉器盤の点検において、逆洗弁ピット内ストームドレンサンプポンプ（B）の駆動用電動機保温用ヒーターの電源ケーブルが断線していたため、当該ケーブルを交換	D	
13	6号機	廃棄物処理系機器ドレン補助ろ過器の出口側サンプリング取出し弁（二次弁）にシートリーク（30秒間に1滴程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	集中環境施設	使用済チャンネルボックス減容設備のプラズマ切断装置の機能確認運転において、溶断トーチ用プラズマ発生器（2台中、1台）に電流値異常が認められたため、当該プラズマ切断装置を点検・修理	D	
15	集中環境施設	高温焼却炉設備の窒素製造装置用空気圧縮機出口の圧カスイッチの取付け用ボルトが外れていたため、当該部を点検・修理及びボルトを取付	D	
16	その他	海生物焼却設備の排ガス誘引ファン駆動用電動機の点検において、シャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
17	その他	事務用パソコンの現品照合において、平成22年度に廃棄予定となっていたパソコン（5台）を備品除脚手続きをしないまま産業廃棄物として、誤って廃棄していたことが認められたため、対応検討	C	
18	その他	線量計照射試験業務における過去に提出された「放射線同位元素使用申請・許可書」に添付されていた「放射性同位元素使用者名簿」に、掲載対象外の従事者が記載されていたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで